

## 留意点

- 1 避難住民受入れ基本要領は、特定の有事を想定して作成するものではありません。
- 2 実事における要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）など、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもので、決まったものではありません。
- 3 現在、国と最終調整中で、国が令和8年3月末九州・山口各県の受入れ基本要領（中間整理）を取りまとめて公表するのに合わせて、本県も公表予定です。

## 1 受入れ基本要領(中間整理)について

- 沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れについては、**令和6年度から令和8年度の3か年**をかけて検討を行っており、**令和6年度**は、国が示した一定の条件のもと、「**初期的な計画**」として避難当初の約**1か月**間において必要となる事項について整理した。
- 令和7年度については、令和6年度に検討した「初期的な計画」の更なる具体化を図るとともに、**中長期の避難を想定**する等、新たな事項について検討を行い、「**初期的な計画**」と合わせて「**受入れ基本要領**」の**中間整理**として取りまとめを行った。

## 2 令和6年度における検討内容

- 「初期的な計画」として避難当初約1か月間の受入れに必要な次の6事項について整理
  - ①輸送手段の確保
  - ②収容施設（ホテル等）の供与
  - ③食品・飲料水の調達・提供
  - ④生活必需品の調達・提供
  - ⑤避難者の健康管理
  - ⑥通信設備の提供

## 3 令和7年度における検討内容

- 「初期的な計画」の更なる具体化のほか、「受入れ基本要領(中間整理)」として**中長期の避難を想定**する等、次の4事項について整理
  - ⑦要配慮者の受入れ調整
  - ⑧中長期の収容施設の供与
  - ⑨就学再開
  - ⑩就労支援

## 4 令和8年度における検討内容(予定)

- 令和6年度、7年度に検討した内容の更なる具体化
- 受入れ基本要領の作成

## 5 スケジュール

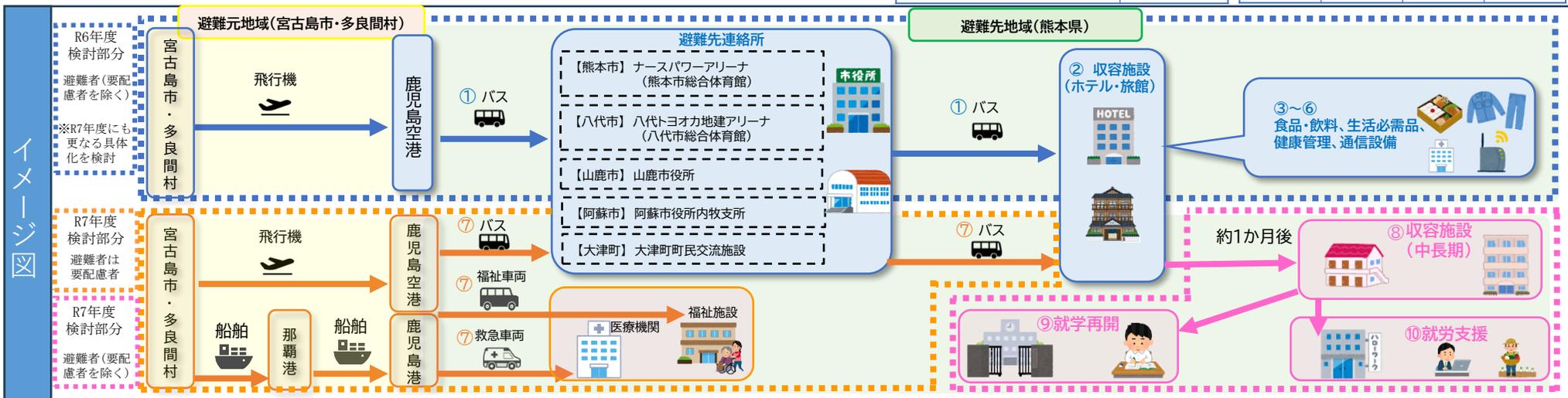
年度	要領（計画）・訓練等
R6	・ 初期的な計画の作成
R7	・ 受入れ基本要領（中間整理）の作成
R8	・ 受入れ基本要領の作成 ・ 沖縄県国民保護訓練（実動訓練を含む）

### ※参考1 避難元市町村と避難先県の設定

避難元市町村（經由空港）	人口	避難先県
石垣市（福岡空港）	50,100人	山口県
		福岡県
		大分県
竹富町（福岡空港）	4,200人	長崎県
与那国町（福岡空港）	1,700人	佐賀県
宮古島市（鹿児島空港）	55,700人	福岡県
		熊本県
		宮崎県
		鹿児島県
多良間村（鹿児島空港）	1,100人	熊本県
計	112,800人	-

### ※参考2 県内の受入れ市町村と受入れ人数

避難元市町村		受入れ市町村	
市町村名	人口	市町村名	受入れ人数
宮古島市	11,700人	熊本市	9,300人
		阿蘇市	1,300人
		大津町	1,000人
		山鹿市	100人
多良間村	1,100人	八代市	1,100人
合計	12,800人	合計	12,800人



# 沖縄県からの避難住民受入れ基本要領（中間整理）（案）について＜R7年度検討概要＞

◆避難元市町村：宮古島市（11,700人）、多良間村（1,100人）

◆受入れ市町村：熊本市（9,300人）、阿蘇市（1,300人）、大津町（1,000人）、山鹿市（100人）、八代市（1,100人）

## 熊本県国民保護対策本部の設置《組織・体制》

- ・知事を本部長、副知事を副本部長とする熊本県国民保護対策本部を設置。
- ・県対策本部の体制を活用し、市町村や関係機関と連携の上、迅速な対応を図る。



### 初期的な計画

- ①輸送手段の確保
- ②収容施設(ホテル等)の供与
- ③食品・飲料水の調達・提供
- ④避難者の健康管理

### 更なる具体化の検討

関係機関、関係事業者と連携し、次の各事項について検討

- ①：フライトスケジュールの見直しに伴う、追加での輸送手段の確保、輸送スケジュールの見直し 等
- ②：収容施設（ホテル・旅館等）のリスト基本様式を作成、避難住民基本台帳の作成 等
- ③：温かく、栄養価が高いなど満足度の高い食事の提供 等
- ④：保健師チーム等のローテーション



## ◎ 要配慮者の受入れ調整

● 検討方針：要配慮者の受入れに係る必要な手順や方法、準備事項や役割分担について整理する。

● 検討内容：受入空港・受入港からの要配慮者の搬送手段や受入施設等について検討。

- 沖縄県が要配慮者を健康状態に応じて7つの分類を設定し、各分類の代表的事例について、「搬送手段」、「搬送経路」、「受入施設の種別」及び「搬送時の付き添い人員」について検討
- 要配慮者の受入施設や搬送手段の把握
  - ・県内に所在する社会施設等の把握
  - ・救急車両、福祉車両等の把握



● 検討体制：医療関係者、庁内関係各課、受入市町

### 課題等

- ・福祉車両を活用する際の運転手や介護士の確保
- ・県内の施設入所希望者の入所の調整
- ・健康状態の確認や、医療機関などの受入施設が見つかるまでの一時収容先 など

## ◎ 就学再開

● 検討方針：就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。

● 内容検討：「①避難先地域の学校への転入学」と「②避難元学校の教育活動再開」についての避難元自治体や避難先自治体の役割等について検討。



● 検討体制：県教育委員会、庁内関係各課、受入市町

### 課題等

- ・宮古島市の避難先が複数県・市町村に分散することを踏まえた配慮、対応
- ・地域により教育課程が異なることへの配慮
- ・転入学となった場合の受入れ生徒数に応じた対応 など

## ◎ 中長期の収容施設の供与

● 検討方針：中長期の収容施設の供与のために必要な手続等について整理する。

● 検討内容：「賃貸型応急住宅」と「公的住宅」の供与に係る手続等について検討。



● 検討体制：不動産関係団体、庁内関係各課、受入市町

### 課題等

- ・短期間で膨大な量の申込や相談を処理する体制の構築
- ・コールセンター設置費用や公的住宅入居時の修繕費等の費用負担
- ・入居後の避難住民の生活支援及びコミュニティへの配慮 など

## ◎ 就労支援

● 検討方針：熊本労働局との平素からの連携、協力の仕組みを活用した就労支援体制等について整理する。

● 検討内容：避難住民を対象とした職業紹介や労働に係る各種相談の窓口となる「総合的な労働相談窓口」に関する検討等

### 総合的な労働相談窓口

- ① 検討：設置の必要性、設置の場所、設置数、機能等の検討
- ② イメージ：○設置場所：熊本市市民会館（を想定）設置数：1
  - 機能：職業紹介（避難住民の職業ニーズに応じた職業相談など）
  - 障がい者、高齢者等の就労支援、職業訓練、各種相談
  - 県の支援：ジョブカフェ（若者の就労支援）、くまジョブ（就労に関するワンストップサービスを提供）などを設置

● 検討体制：熊本労働局、庁内関係各課、受入市町

### 課題等

- ・避難住民に対してワンストップでの対応ができるための職業紹介システムの配備
- ・避難住民が業務に従事する場所までの移動手段（車など）の確保
- ・避難期間が不透明であることについての、採用に係る企業の対応 など

## 1 アクションプランの趣旨、位置づけ、計画期間

- 全国的に、外国人住民の急増により、住みよい環境を維持できるのかといった不安の声があります。一方、熊本県では、各産業や地域社会の貴重な担い手として、多くの外国人材が活躍されており、こうした方々は、熊本県の活力を維持するうえで必要不可欠な存在です。
- このような中、熊本県では、**日本人住民も外国人住民も安全・安心に暮らせる共生社会の実現**を目指すため、本プランにおいて、熊本県の取組みや今後の方向性について見える化を図り、外国人住民との共生に係る諸課題に対応していきます。
- 本プランは、令和6年(2024年)12月に策定された「くまもと新時代共創基本方針」及び「くまもと新時代共創総合戦略」(以下、「熊本県の基本方針」という)に記載の**多文化共生社会の実現**や**外国人材の受入環境整備**について、**熊本県外国人材との共生推進本部における各部局の取組みを体系的にとりまとめたもの**として策定しました。
- 計画期間は、令和7年度(2025年度)の策定日から令和9年度(2027年度)までの期間とします。

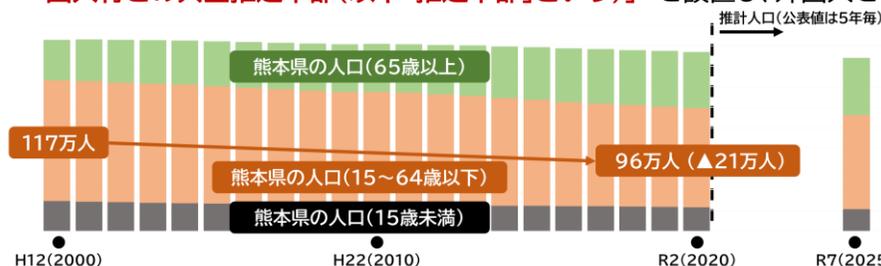
## 2 現状、課題

### ■ 現役世代の減少と外国人住民の増加

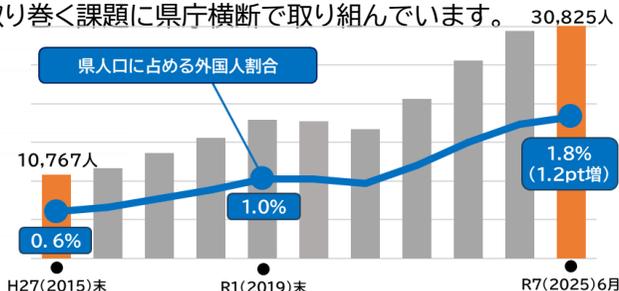
- 日本全国では、15～64歳の人口が令和2年(2020年)までの20年間で、約1,130万人減少し、今後も減少が見込まれる一方で、外国人住民数は、約76万人増加し、今後も増加が見込まれます。
- 熊本県も、15～64歳の人口が令和2年(2020年)までの20年間で、約21万人減少(図1)。一方で、熊本県の外国人住民数は約3万人(熊本県人口に占める外国人住民の割合は約1.8%)と、10年前と比較して約2万人増加しました(図2)。外国人住民の割合を市町村別にみると、**県北や八代地域で高い傾向**です(図3)。
- 熊本県では、市町村や企業から外国人に関する課題を収集し、**多文化共生**や**外国人材受入**に関して、**多様な課題がある**ことが分かりました。

### ■ 外国人の受入に関する取組みの拡大

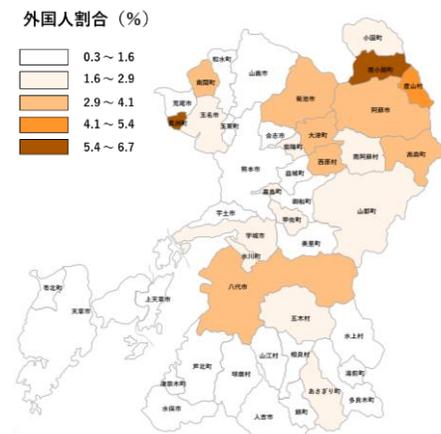
- 国は、令和7年(2025年)7月、外国人施策の司令塔となる事務局組織として、「**外国人との秩序ある共生社会推進室**」を設置し、外国人を取り巻く課題に、省庁横断で取り組んでいます。また、令和8年(2026年)1月には、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たに取りまとめ、「**既存のルール**の遵守、**各種制度の適正化に向けた取組**」「**土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組**」を追加し、国民の安全・安心のための取組みを強化しました。
- 令和9年度(2027年度)からは、**育成就労制度**が導入され、**長期雇用が可能**となるなど、地域産業を支える不可欠な人材としての活躍が期待されますが、外国人材側に「**本人意向による転籍**」が条件付きで認められることから、より良い職場環境を選べるメリットがある一方、地方から**大都市圏へ外国人材が流出**する可能性があります。
- 熊本県は、令和6年(2024年)9月、外国人から「**選ばれる熊本**」と多様性に富んだ「**開かれた熊本**」を目指すため、「**熊本県外国人材との共生推進本部(以下「推進本部」という)**」を設置し、外国人を取り巻く課題に県庁横断で取り組んでいます。



(図1) 年齢3区分の人口推移と外国人住民数(熊本県)



(図2) 外国人住民の推移(熊本県)

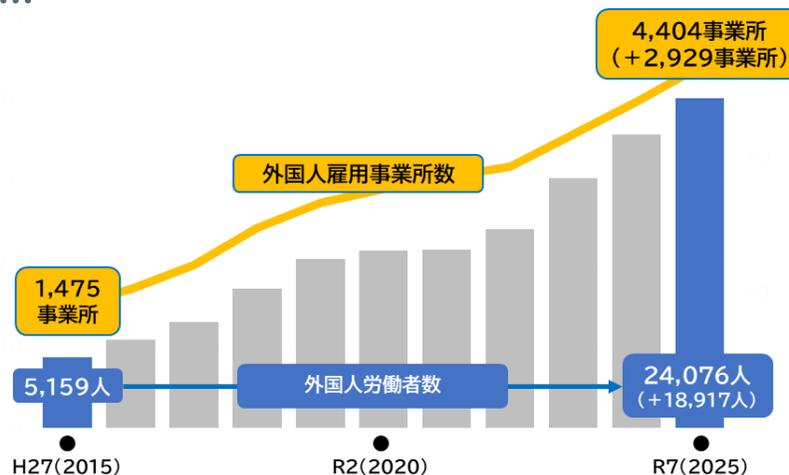


(図3) 県内各市町村の外国人住民割合

## 2 現状、課題(つづき)

### ■ 熊本県における外国人労働者・雇用事業所の増加

- 令和7年10月末時点の熊本県の外国人労働者数は**24,076人**で過去最高を更新し、この10年間で、約1.9万人増加しました(図4)。
- また、外国人雇用事業所数も、**4,404事業所**で過去最高を更新し、この10年間で、約2,900事業所増加しています。
- ただし、技能実習から特定技能1号へ移行した際に**転出超過**の状況で、令和7年6月末時点で、熊本県は**全国ワースト5位**となっており、外国人材の**県内への定着**が課題となっています(図5)。



(図4) 外国人労働者数と外国人雇用事業所の推移

#### 転出超過

	転出超過	転出	転入
①広島県	△ 1,195	1,969	774
②北海道	△ 1,171	1,973	802
③鹿児島県	△ 863	1,210	347
④岡山県	△ 821	1,453	632
⑤熊本県	△ 744	1,333	589

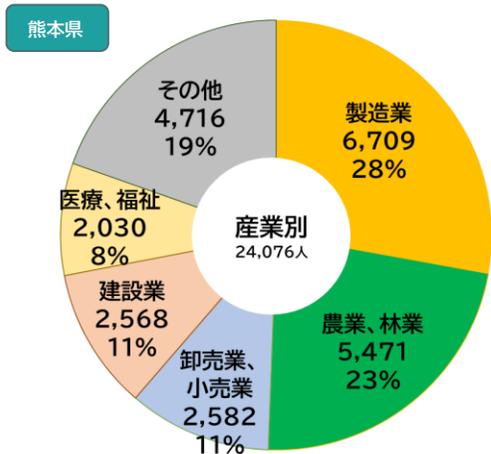
#### 転入超過

	転入超過	転出	転入
①埼玉県	2,362	1,841	4,203
②神奈川県	1,919	1,229	3,148
③東京都	1,784	1,088	2,872
④千葉県	1,759	1,870	3,629
⑤大阪府	1,698	1,680	3,378

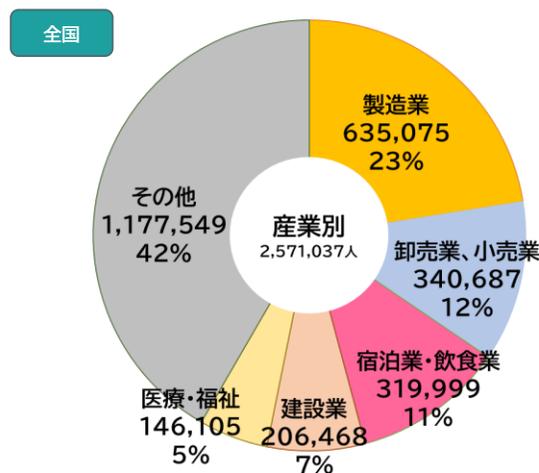
(図5) 技能実習から特定技能1号へ移行時の転出入の状況

### ■ 熊本県は「製造業」・「農業、林業」の割合が高い

- 熊本県の外国人労働者について、産業別にみると、「製造業」、「農業、林業」、「卸売業、小売業」が多く、「**農業、林業**」は全国的にみても**高い割合**となっています(図6)。
- 職業安定所毎にみると、**八代所管内は「農業・林業」、菊池所・球磨所管内は「製造業」**が5割以上を占めるなど、地域毎の特徴もみられます(図7)。



(図6) 産業別外国人労働者数の割合



	1位	2位	3位
全県	製造業(27.9%)	農業・林業(22.7%)	卸売業・小売業(10.7%)
熊本	卸売業・小売業(22.7%)	製造業(13.8%)	建設業(13.6%)
八代	<b>農業・林業(73.4%)</b>	製造業(9.2%)	医療、福祉(6.0%)
菊池	<b>製造業(57.8%)</b>	農業・林業(10.4%)	建設業(9.1%)
玉名	製造業(36.3%)	農業・林業(34.2%)	建設業(9.3%)
天草	製造業(43.6%)	医療、福祉(19.0%)	卸売業・小売業(10.0%)
球磨	<b>製造業(53.6%)</b>	医療、福祉(14.8%)	建設業(9.3%)
宇城	製造業(35.2%)	農業・林業(21.1%)	建設業(16.6%)
阿蘇	農業・林業(30.0%)	宿泊業、飲食サービス業(26.2%)	医療、福祉(11.0%)
水俣	医療、福祉(46.6%)	建設業(18.4%) 製造業(18.4%)	-

(図7) 職業安定所別外国人労働者数

# 熊本県外国人材との共生推進アクションプラン(案)【概要】

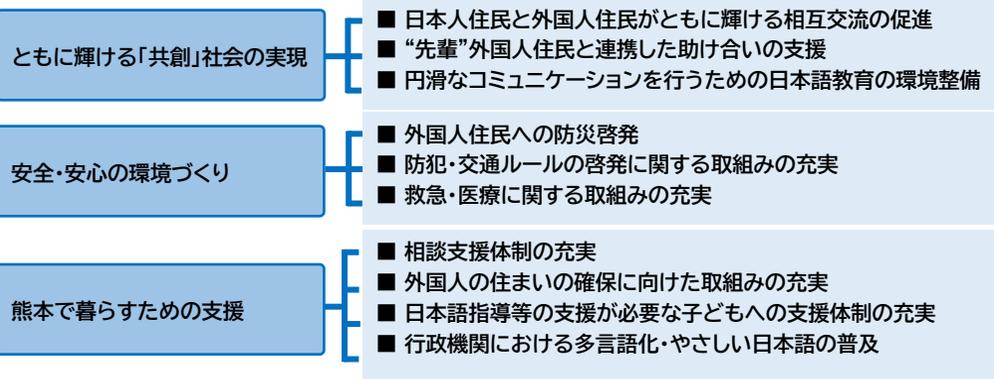
## 3 取組みの方向性

### 安全・安心な社会と持続的な熊本県の発展を、日本人住民と外国人住民が共創できる“くまもと”づくり

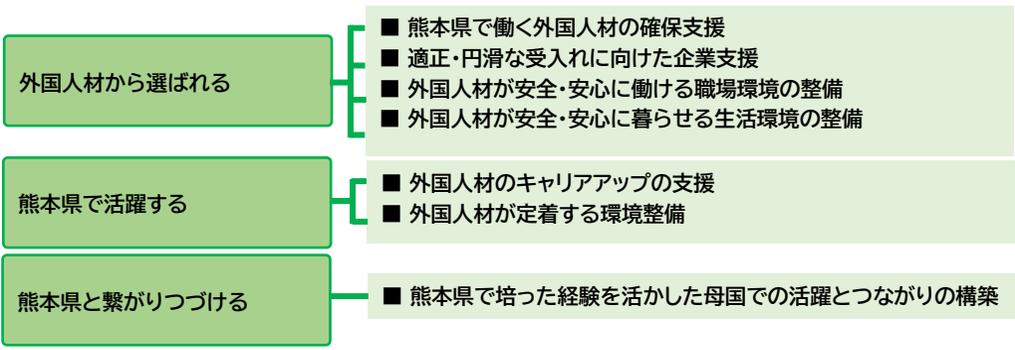
- 熊本県の基本方針に記載の基本理念の達成には、減少する現役世代と共に、これからの熊本を支える不可欠なパートナーとして、国籍や文化の枠を超えた海外からの人材を迎え入れ、活力と魅力あふれる地域を維持・発展させていくことが必要です。
- そのうえで、外国人から「選ばれる熊本」と、多様性に富んだ「開かれた熊本」の実現をするためには、国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが大切です。
- 熊本県では、喫緊の課題となっている「**多文化共生の推進**」と、「**外国人材の受入環境整備**」を柱に、**誰もが安全・安心に暮らせる社会**と、**持続的な熊本県の発展**を、**日本人住民と外国人住民が共創できる“くまもと”づくり**を進めます。

## 4 2つの柱に基づいた基本的施策

### 1 多文化共生の推進



### 2 外国人材の受入環境整備



## 5 スケジュール

令和7年 (2025年)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	令和10年 (2028年)	3月
		【県】素案策定作業				【県】素案策定作業		【県】素案策定作業		2月定例会	アクションプラン計画期間			
		【県】推進本部会議			・素案調整 (市町村意見照会等)	【県】推進本部会議			・【国】外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策					

# 台湾への職員派遣について

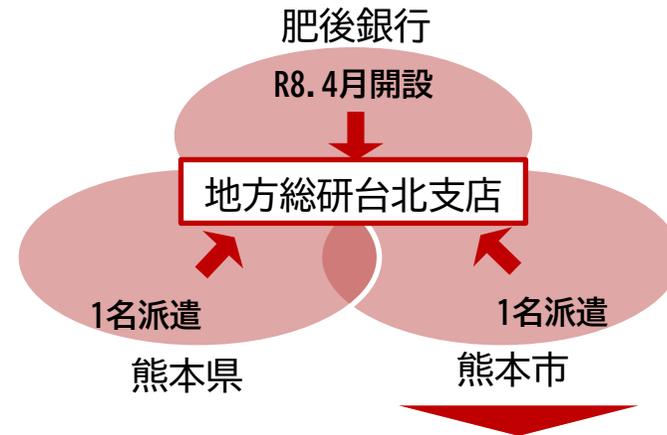
- 新年度から肥後銀行子会社の現地法人（株式会社地方総研台北支店（R8.4月開設予定））へ、県から職員1名を派遣予定。

## 1. 現状

- ・ 台湾からの宿泊客数や台湾への県産農林畜水産物等の輸出実績が過去最高を更新したほか、熊本と台湾との直行便の相次ぐ就航、TSMC第二工場の3ナノ半導体製造発表など、熊本と台湾との交流はますます拡大している。
- ・ これまでは、現地アドバイザー等で対応していたが、交流拡大が確実に見込まれる中、熊本への企業誘致、県内企業の台湾進出、インバウンド・航空路線の拡大、県産品輸出拡大などを、強力に推進する必要がある。

## 2. 新たな取組みの内容

- ・ 派遣先:株式会社地方総研台北支店  
（肥後銀行子会社）
- ・ 業務内容:①熊本への企業誘致、県内企業の台湾進出  
②インバウンド・航空路線誘致  
③県産品販路拡大  
④県関係者アテンド ほか



オール熊本（官民連携）による台湾との交流拡大

- 熊本への企業誘致、県内企業の台湾進出、インバウンド・航空路線の拡大、県産品輸出拡大などを強力に推進。
- 併せて、職員が台湾で得た経験やノウハウ、人脈を帰国後に県業務に活かしてもらうことを念頭に、人材育成の機会としても活用。

# 熊本県特定地域（過疎、山村、半島）の振興に係る方針及び計画の策定について

## 1 熊本県過疎地域持続的発展方針及び計画

### (1) 策定の目的

過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条に基づき策定するものであり、本県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が計画を定める際の指針となるもの。

### (2) 根拠 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（施行日：令和3年4月1日）

### (3) 対象期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

### (4) 位置づけ

#### 【県】過疎地域持続的発展方針

- ・県が行う過疎対策の大綱
- ・市町村が策定する計画の指針

策定済

[法第7条]

#### 【県】過疎地域持続的発展都道府県計画

- ・市町村に協力して県が行う事業 [第9条]

#### 【市町村】過疎地域持続的発展市町村計画

- ・市町村が行う過疎対策事業 [第8条]

協力

### (5) 過疎関係市町村（32市町村）

全部過疎	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎	山鹿市
一部過疎	八代市（旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域）、玉名市（旧天水町）、菊池市（旧旭志村）、宇城市（旧三角町、旧豊野町の区域）、氷川町（旧竜北町）

### (6) その他

令和7年国勢調査の結果を受け、令和8年度以降に改定予定。

## 2 熊本県山村振興基本方針

### (1) 策定の目的

山村振興法の基本理念や目的を実現するため、山村振興法第7条の2の規定に基づき本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として定めるものであり、市町村が具体的な実施計画となる山村振興計画を策定する際の指針となるもの。

### (2) 根拠 山村振興法（改正法施行日：令和7年4月1日）

### (3) 山村振興法（改正）のポイント

山村の役割として「農林水産物の供給」「生物多様性の確保」「地球温暖化の防止」を明記し、振興の目的として「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域の特性を生かした産業の成長発展等」を明記。また、都道府県の責務として「市町村相互間の広域的な連携の確保」及び「情報提供等の援助」の努力を追加。

### (4) 対象期間 令和7年度以降おおむね10年間

### (5) 位置づけ

#### 【県】山村振興基本方針

- ・県が行う山村振興の大綱
- ・市町村が策定する計画の指針

[第7条の2]

#### 【市町村】山村振興市町村計画

- ・市町村が行う山村振興対策事業

[第8条]

### (6) 振興山村指定市町村（24市町村）

全域指定	南小国町、小国町、産山村、水上村、五木村、山江村、球磨村
一部指定	八代市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、大津町、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山都町、芦北町、多良木町、相良村、あさぎり町

## 3 宇土天草地域半島振興計画

### (1) 策定の目的

半島振興法の基本理念や目的を実現するため、半島振興法第3条の規定に基づき本県が取り組むべき半島振興の施策として定めるもの。

### (2) 根拠 半島振興法（改正法施行日：令和7年4月1日）

### (3) 半島振興法（改正）のポイント

半島地域の役割として、「自然環境及び良好な景観の保全」「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を追加し、目的に「半島防災」「地方創生」を追加。また、都道府県の責務として「市町村相互間の広域的な連携の確保」や「情報提供等の援助」の努力を追加。

### (4) 対象期間 令和7年度以降おおむね10年間

### (5) 位置づけ

#### 【国】半島振興基本方針

- ・半島振興対策実施地域の振興の方針
- ・県が策定する計画の指針 [第2条の2]

#### 【県】宇土天草地域半島振興計画

- ・県が行う半島振興の施策

[第3条]

### (6) 半島振興対策実施地域（5市町）

全域指定	宇土市、上天草市、苓北町
一部指定	宇城市（旧三角町及び旧不知火町）、天草市（旧御所浦町を除く）

## 4 策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過疎			【県】方針案策定作業 方針案調整（市町村意見照会等） 総務省事前協議準備			9月定例会	方針案報告 【県方針】パブコメ実施	・主務大臣（8大臣）協議	方針策定			【県・市町村】計画策定
山村					【県】方針案策定作業 方針案調整（市町村意見照会等） 農水省事前確認準備			11月定例会 方針案報告	【県方針】パブコメ実施		2月定例会	方針策定 主務大臣（3大臣）提出
半島					【県】計画案策定作業 計画案調整（市町村意見照会等）						国交省事前確認 市町村協議	主務大臣（8大臣）提出 適合通知受領

### 第1 基本的な事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、本県における過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5箇年間とする。

### 第2 過疎地域の現状と課題

#### 1 過疎地域の現状

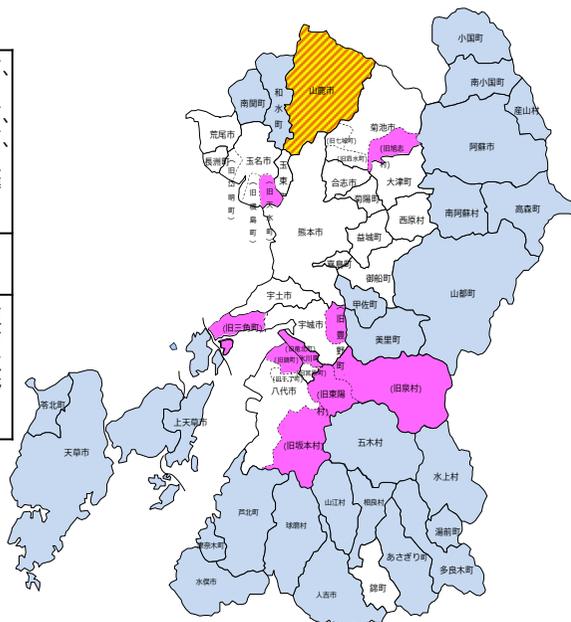
本県における過疎関係市町村は、全域が過疎地域である市町村が26市町村、みなし過疎が1市、一部過疎が5市町9地域であり、過疎法の適用を受ける市町村は、全体の71.1%(32市町村/45市町村)となっており、県内の過半の市町村において過疎法の適用を受ける状況である。

#### 2 過疎地域の課題

過疎地域では人口減少による集落の小規模化や地域住民の高齢化により集落機能の維持が困難となっている。また、社会基盤整備は進んでいるものの、非過疎地域と比較すると依然として遅れがあり、公共施設整備も時代に即したまちづくりが求められている。このほか、医療・福祉サービスの充実により、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりも必要である。

#### 過疎関係市町村(32市町村)

全部過疎	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎	山鹿市
一部過疎	八代市(旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域)、玉名市(旧天水町)、菊池市(旧旭志村)、宇城市(旧三角町、旧豊野町の区域)、氷川町(旧竜北町)



全市町村	45
過疎関係市町村	32
全部過疎	26
みなし過疎	1
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	9

### 第3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

過疎地域がくらしの場として選ばれ、そこに暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるような、持続可能な地域づくりを目指すことを基本方針とし、以下の視点をもって過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開する。

人材の確保・育成

持続可能な地域  
経済活動の実現

安全・安心なくらしの確保

### 第4 具体的施策

#### 1 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

- ・移住定住の促進(相談窓口の設置やデジタル技術を活用した効果的な情報発信、総合的な移住定住施策の実施)
- ・地域間交流の促進(都市部との交流促進に向けた受入体制整備や牽引役となる人材育成、二地域居住のための環境整備)
- ・人材の確保及び育成(課題解決に向けた外部人材の確保や多様な人材育成、持続可能な行政システムの構築)

#### 2 産業の振興

- ・農林畜水産業の振興(「食のみやこ熊本」の創造に向けて要となる農林畜水産業の担い手確保・育成や、生産性向上、高付加価値化、販路拡大の推進)
- ・商工業の振興(新たな産業の創出や地域の特性・バランスを考慮した企業誘致の促進、イノベーションを担う人材育成)
- ・情報通信産業(情報通信基盤の整備やICT関連企業の立地促進、地域企業の高度化・多様化)
- ・観光産業の振興(観光産業を通じた過疎地域を含む地域の活性化や持続可能な観光地域づくり)
- ・港湾の整備(重要港湾の観光拠点化の促進や地方港湾の機能充実)

#### 3 情報化の推進

- ・DXの推進(人口減少や過疎化が進行しても誰もが住み慣れた地域で暮らすためのデジタル化、DXの推進)
- ・ICTを活用するための環境整備(超高速ブロードバンドの未整備地域解消や携帯電話エリア等の整備)
- ・ICTを活用した課題解決と地域活性化(医療・福祉・介護分野などのサービスへのICTの活用)
- ・デジタル行政の実現(情報システムの標準化・共通化やAI等を利活用した業務効率化)

#### 4 交通施設の整備及び交通手段の確保等

- ・道路の整備(過疎地域とその他の地域を結ぶ道路及び過疎地域内を連絡する道路の計画的な整備)
- ・交通確保対策(公共交通の運行に係る人材・資源の最適化や交通空白地帯の解消)

#### 5 生活環境の整備

- ・水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備(水道施設、生活排水処理施設、ごみ処理施設等の整備)
- ・消防・防災施設等の整備(消防車両や高規格救急車の導入、耐震性貯水槽の設置等、消防団員の加入促進)
- ・災害に強いまちづくり(道路、河川、農林水産基盤の整備や耐災化、国土強靭化のためのインフラ強化)

#### 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

- ・児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策(「こどもんなか熊本」の実現に向けた、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援、結婚後・出産後・子育て中も安心して働き続けたいと思える職場環境づくり、療育支援体制の構築、障害児通所支援体制の整備)
- ・高齢者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策(高齢者の身体活動・運動の重要性の啓発、認知症サポーターの養成・活躍の場の拡大支援等地域支援体制の整備)

#### 7 医療の確保

- ・過疎地域を支える医師の確保(地域医療を志す医学生確保、医師の養成、地域で勤務する医師が安心して勤務しながらキャリアアップできる環境整備)
- ・へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充(施設設備等に対する補助や計画的な医師派遣)

#### 8 教育の振興

- ・公立小中学校等の教育施設の整備(校内通信ネットワークや端末等のICT機器の維持管理・更新、廃校の有効活用)
- ・図書館その他の社会教育施設等の整備(図書館の利便性向上や地域住民の学習機会の確保)

#### 9 集落の整備等

- ・集落の維持・活性化(買い物支援や生活交通の維持・確保、地域自治組織が行う自主的活動に対する支援)

#### 10 地域文化の振興等

- ・地域文化の振興等(無形民俗文化財の次世代への継承及び調査、担い手育成のための意識醸成)

#### 11 再生可能エネルギーの利用の促進

- ・再生可能エネルギーの導入・利用促進(再生可能エネルギー普及促進、県民・事業者等における利用促進)

# 熊本県山村振興基本方針（案）の概要について

## I 基本的な事項

令和7年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第11号）が施行され、期限の延長、目的規定及び基本理念を整備し、県等の責務に係る規定を定め、各分野における施策の充実等が図られた。

熊本県山村振興基本方針は、山村振興法第7条の2の規定に基づき、本県が取り組むべき振興山村の振興に関する基本的な事項を定めるものであり、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は、令和7年度以降おおむね10年間とする。

## II 振興山村の現状と課題

### 1 振興山村の状況

本県における、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全域が振興山村に指定されている地域は7町村、一部が指定されている地域は17市町村34地域である。

山村振興法の適用を受ける市町村は、全体の53.3%（24市町村/45市町村）となっており、県内の過半の市町村において山村振興法の適用を受ける状況である。

### 2 山村地域の課題

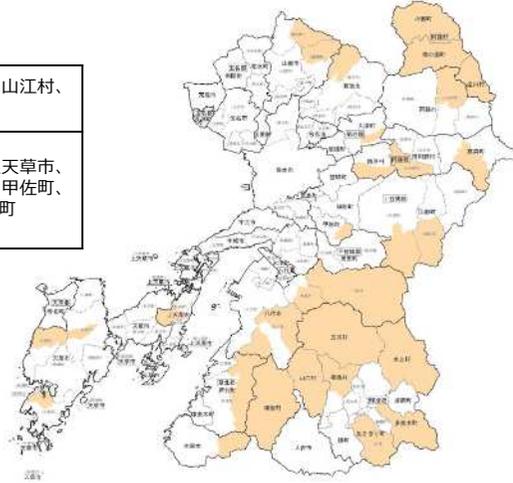
振興山村では、県内他地域に比べ人口減少が高く、特に若年層を中心とする人口の流出と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し集落機能の維持が困難となっている。

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しており、こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものである。山村は、農林畜水産業の発展や住民生活及び経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

山村における集落活動の存続により山村での暮らしやすさを維持していくためには、人口流出の抑制、出生率の向上とともに、山村地域がくらしの場として選ばれ、そこに暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるような、持続可能な地域を目指す必要がある。

### 3 振興山村指定地域

全域指定	南小国町、小国町、産山村、水上村、五木村、山江村、球磨村
一部指定	八代市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、大津町、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山都町、芦北町、多良木町、相良村、あさぎり町



## III 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

**山村地域が有する多面にわたる機能等を考慮し、山村地域をみんなで支え合い、山村に暮らす住民が誇りを持って生活できるように以下の基本目標を掲げ、具体的な施策を実行する。**

### （基本目標）

山村における産業基盤及び生活環境の整備。

地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出。

住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成。

山村への移住、山村における定住及び特定居住（二地域居住）、地域間交流の促進。

## IV 具体的な振興施策

### 1 交通施策について

- ・「90分構想」の実現に向けた幹線道路の整備、1.5車線の道路整備等の地域の実情に応じた効率的かつ効果的な道路整備及び道路施設の維持管理等による道路利用者の安全性や快適性の維持向上
- ・コミュニティバスやデマンド交通等の導入による地域ニーズに応じた生活交通サービスの充実

### 2 情報通信施策について

- ・情報通信基盤の整備とその活用によるスマート農業、交通、物流、医療・教育等の生活利便性向上の推進
- ・デジタル化に対応した人材育成

### 3 産業基盤施策について

- ・農林畜水産業の振興と他産業の基盤整備による山村の活力向上
- ・農地・森林・山村環境の多面的機能を支える基盤整備と保全の推進

### 4 産業振興施策について

- ・生産基盤の整備、「食のみやこ熊本」の創造に向けた担い手の育成、高収益作物の導入による農林畜産業の活性化と所得向上等の取り組み
- ・付加価値の高い加工品の開発、企業誘致の促進による新産業の創出と地域経済の活性化
- ・森林経営の集約化、施業の低コスト化、高次加工化や木造化の推進による林業・木材産業の振興と安定的な事業量・所得の確保
- ・有害鳥獣の広域捕獲対策や指導者育成、地域ぐるみの対策推進と適正な有害捕獲の実施による担い手の確保と農山村の再生

### 5 防災に係る施策について

- ・砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備や防災情報提供による土砂災害未然防止と安全・安心な地域社会の構築
- ・保安林の指定、森林整備、治山施設の整備による山地災害の防止と森林の公益的機能の発揮

### 6 医療の確保に係る施策について

- ・医師派遣等による地域医療体制の整備。医師修学資金貸与制度の活用、自治医科大学卒業医師等の派遣、勤務環境の整備による地域における医師の確保・養成と定着の推進
- ・防災消防ヘリ・ドクターヘリの活用による地域救急医療体制の整備と消防車両の導入・広域消防応援体制の構築による災害・救急対応力の強化

### 7 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）について

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進と多職種連携による医療・介護・生活支援体制の整備、高齢者の社会参加促進による「長寿で輝く」社会の実現
- ・若い世代の希望に応じた結婚・妊娠・出産の支援、保育・母子保護サービスの充実による「こどもまんなか熊本」の実現

### 8 文教施策について

- ・地域資源の活用やICT整備による持続可能な学校づくりと学びの充実
- ・伝統文化の継承支援と生涯学習環境の整備による地域コミュニティの活性化
- ・スポーツ環境の整備による健康づくりと世代を超えた地域交流の促進

### 9 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む）について

- ・水道・排水・ごみ処理施設の広域化と効率性の整備による生活環境の向上
- ・地域運営組織（RMO）支援と居宅サービス体制の充実による支え合いの地域づくり
- ・地域包括ケアシステムの構築と見守りネットワークづくりによる高齢者の安心生活の実現

### 10 移住・交流施策について

- ・生活環境の整備や情報発信による移住・定住、二地域居住の促進と地域の担い手確保
- ・むらづくり人材の育成や農泊推進による地域間交流の活性化と農村の公益的機能の発揮

### 11 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）について

- ・Uターンや企業参入の支援、女性の活躍促進による担い手の確保と地域産業の活性化
- ・外国人材の受入環境整備と定着支援による人手不足への対応と地域経済の強化

### 12 自然環境の保全及び再生について

- ・農林業や人為的管理による自然環境・自然景観の保全と希少動植物の維持・再生の推進
- ・オーバーツーリズムへの対応と地域住民の参画による満足度の高い観光地域づくりの推進

### 13 その他

- ・地域の歴史・文化・伝統・食の継承によるコミュニティの維持・再生と後継者の育成
- ・多様な担い手の協働による地域住民活動の推進とネットワークづくりによる地域間連携の強化
- ・熊本県地域防災計画、熊本県国土強靱化地域計画、熊本県環境基本計画等との整合

※赤字は今回の改定で追加（変更）した事項

## I 基本的な事項

令和7年4月1日半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号）が施行され、期限の延長、目的規定及び基本理念を整備するとともに、県等の責務に係る規定を定め、各分野における施策の充実等が図られた。

熊本県宇土天草地域半島振興計画は、今回の法改正により新たに国が策定した「半島振興基本方針」に基づき策定するもので、本計画は半島振興法第3条第1項の規定により、本県が取り組むべき半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興を図るために策定。

その期間は、令和7年度以降おおむね1.0年間とする。

## II 現状と課題等

### 1 半島振興地域の状況

本県における、半島振興法に基づき指定された半島地域市町村は、熊本県の南西部に位置し、宇土市・宇城市（旧三角町及び旧不知火町の区域）からなる宇土半島部と上天草市・天草市（旧御所浦町を除く区域）・苓北町からなる天草島しょ部で構成（4市1町）されており、宇土半島部と天草島しょ部が天草五橋によって結ばれた極めて特殊な立地条件下にある地域である。

また、4市1町のうち宇土市を除く、3市1町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受けている状況である。

### 2 半島地域の課題

本地域は、人口減少と高齢化が急速に進み、地域経済を支える労働力の確保、若年層の流出による地域経済への影響が懸念されている。

また、高速交通体系の利便性や汚水処理普及率の低さ、医師不足、少子化による学校存続等、交通・通信、生活環境、医療・福祉、教育・文化等の面で課題がある。

加えて、令和7年8月豪雨災害からの復旧・復興を着実に推進していくことが求められている。

### 3 半島振興対策実施地域

全域実施	宇土市、上天草市、苓北町
一部実施	宇城市（旧三角町及び旧不知火町の区域） 天草市（旧御所浦町を除く区域）

### 凡例

- 市町村の境界線
  - ..... 旧市町村(合併前)の境界線
  - .... 都道府県の境界線
  - 半島地域の境界線
- 
- 町村名
  - 市町村名(合併後)
  - ( ) 旧市町村名(合併前)



## III 振興の基本的方向及び重点とする施策

半島地域においては、「自立的発展の促進」、「地域住民の生活の向上」、「定住の促進等」、「半島防災」、「国土の均衡ある発展」及び「地方創生」という6つの観点から、半島地域の活力を維持及び向上させるため、本地域の実情を考慮しつつ、以下を重点施策として推進する。

### (重点施策)

- I 安全で快適な生活と産業振興のための基盤づくり
- II 地域資源を活かした産業の振興及び人材確保・育成
- III 安心して暮らせる地域社会の形成

## IV 振興計画

### I-1 交通通信の確保

- ・高規格道路である熊本天草幹線道路の整備、広域観光拠点ネットワーク道路の整備（島原天草長島連絡道路、八代・天草シーライン構想）、海上交通網の整備及び地域空港ネットワークの形成や地域の実情に応じた移動手段の確保等の取り組み
- ・情報通信基盤を活用した遠隔医療環境の整備等の促進、行政デジタル化の実現に向けた取り組み

### I-2 都市・生活環境の整備

- ・水道施設や生活排水処理施設等の整備
- ・地域安全対策の推進、生活サービスの持続的な提供等による持続可能な地域づくりの推進

### I-3 水資源の開発利用

- ・水源の有効活用等による水資源の確保、湯水・災害時等の水不足解消、水辺環境の保全等の取り組み

### I-4 自然環境の保全

- ・自然環境に配慮した事業の執行、自然環境保全のための啓発普及と体制整備を推進

### II-1 産業の振興

- ・生産基盤の整備、「食のみやこ熊本」の創造に向けて要となる農林畜水産業の担い手確保・育成や生産性向上、高付加価値化、販路拡大の推進等
- ・地域の特性や資源を活かした魅力ある商店街づくりや工業の振興

### II-2 観光の開発

- ・海洋資源等を活用した体験型観光の推進、テーマ性等の特色ある観光ルートづくり、観光客誘致の促進、サイクルツーリズムの推進等
- ・広域観光ルートの開発や地域産業との連携、天草陶磁器等伝統的工芸品産業の振興等

### II-3 就業の促進

- ・多様な就労ニーズに対応するための企業支援、発達段階に応じたキャリア教育の支援、地域外への人材流出抑制及び地域内への人材還流

### II-4 地域間交流の促進

- ・地域資源を活用した農林漁業体験や交流施設の整備支援、交流コーディネーターの育成や地域一体となった情報発信等への支援

### II-5 移住・定住及び二地域居住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保

- ・移住・定住、二地域居住を促進するための環境整備や情報発信。地域の実情にあわせた交流拠点や交通インフラの整備。
- ・地域おこし協力隊制度や特定地域づくり事業協同組合制度の活用による新たな人材確保と育成の推進

### III-1 医療の確保

- ・医師研修資金貸与制度等による地域医療を志す医学生の確保、医師の養成や自治医科大学卒業医師の派遣、へき地医療拠点病院やへき地診療所の運営及び施設設備の整備に対する補助の実施

### III-2 高齢者の福祉及び児童の福祉その他の保健・福祉の増進

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅サービス・支援体制の充実や介護予防、健康・生きがいづくり、認知症関連施策の総合的な推進
- ・母子保健の向上支援、地域の子育て支援の充実等 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取り組み、障害福祉サービスの提供体制の整備

### III-3 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保

- ・介護人材の確保、介護ロボットやICTの導入の支援
- ・障がい福祉現場における介護テクノロジー導入支援、人材確保・定着の促進、支援の質の向上

### III-4 教育及び文化の振興

- ・地域等との連携、協働による学びの充実やICTを活用した教育環境の充実を推進
- ・地域住民の自主的な文化活動支援や優れた芸術文化の鑑賞機会の提供

### III-5 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・2050年ゼロカーボンを目指した再生可能エネルギーの普及促進
- ・環境、景観、防災へ配慮した再エネ施設の立地・管理の促進

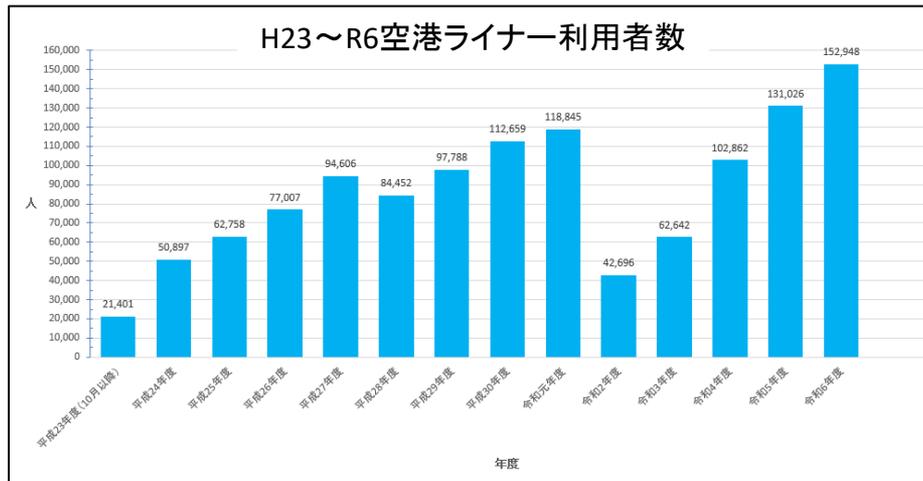
### III-6 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

- ・災害防除のための国土保全施設等の整備や災害発生時の道路啓開計画に基づく体制整備、マイトimeline(防災行動計画)の作成推進・支援、自主防災組織等による地区防災計画の策定の推進

# ◆阿蘇くまもと空港ライナー検討資料

## (1) 空港ライナーの現状

- 平成23年に大空港構想の一環として、空港～最寄りの鉄道駅(JR肥後大津駅)間の移動手段確保を目的にサービス開始。
- 空港需要の高まり及び空港ライナーの浸透により、利用者はコロナ禍前ピークの令和元年度と比較し、令和6年度は、約28%増。  
※空港ライナー利用者数:令和元年度 118,845人 ⇒ 令和6年度 152,948人



- ◆平成28年度の熊本地震、令和2年度～4年度のコロナ禍の期間を除き、年々右肩上がりに利用者が増加傾向。
- ◆海外路線の相次ぐ就航などによる、空港需要の増加により、コロナ禍後は、急速に利用者が増加。
- ◆令和7年度は、昨年度を上回る利用者数で推移しており、約17万人程度の利用を見込む。

## (2) 空港ライナーの課題

①利用者数の増加に対応した  
**輸送力強化**

②物価・人件費上昇の中でも  
安定運行するための**経費確保**

③空港アクセス鉄道開業を  
見据えた**公共交通としての再定義**

## (3) 今後の方針(案)

空港ライナーの安定的な運行に向け、今年夏頃をめどに有料化(※)するとともに、1便当たりの供給量の強化や増便等を行い、更なる利便性の向上を実現する

(※)運賃は片道200円/人を想定

## 計画の位置付け

県計画  
総合計画  
総合戦略

くまもと新時代共創基本方針(R6)

くまもと新時代共創総合戦略(R6)

県計画  
関連計画  
まちづくり  
政策

熊本都市圏都市交通マスタープラン(R8)

熊本都市圏総合交通戦略(H30)

熊本県都市計画区域マスタープラン(R8)

上位計画を踏まえて策定

整合

熊本県  
地域公共  
交通計画

市町村の地域公共交通計画

対象地域

熊本県全域

※県域をまたいで運行する鉄道、路線バス等については関連する県と連携。

計画期間

令和8年4月～令和13年3月(5年間)

将来の地域社会のビジョンと目指す公共交通網の姿  
～「くまもと新時代共創基本方針・総合戦略」との関係～

①こどもたちが  
笑顔で育つ  
熊本

②世界に開かれた  
活力あふれる  
熊本

③いつまでも続く  
豊かな  
熊本

目指す将来像

交通の利便性・持続可能性を高め、誰一人取り残されず、マイカーに頼らずに、行きたいときに、行きたいところへ不自由なくアクセスできる社会

計画の目標 ～10年後「公共交通2倍」&「交通空白地ゼロ」を達成するサービス水準の実現～

### ①都市圏幹線

熊本市中心市街地から放射8方向への基幹公共交通軸(幹線8方面)を運行する、拠点間の1日当たり輸送量が150人以上(鉄道の場合は輸送密度概ね2,000人以上)の路線バスや鉄軌道

数値指標

目標(令和6年度比)

設定の考え方

都市圏幹線の  
運行水準

路線バス  
鉄軌道

実車(列車)走行キロ  
合計**1.3倍以上**

10年後の公共交通2倍に向け、  
方面ごとに現状維持～1.5倍の  
サービス水準

### ②地域幹線

県内の拠点間を運行する、方面別の1日当たり輸送量が15人以上150人未満(鉄道の場合は輸送密度概ね2,000人未満)の路線バスや鉄道

数値指標

目標(令和6年度比)

設定の考え方

地域幹線の  
運行水準

路線バス  
鉄軌道

実車(列車)走行キロ  
合計**1.3倍以上**

10年後の公共交通2倍に向け、  
方面ごとに1.3倍以上の  
サービス水準

### ③コミュニティ交通

輸送量15人未満の路線をはじめとする、行政、地域、交通事業者等が連携の上、適切な車両サイズや交通モードで運行する有償運行

数値指標

目標

設定の考え方

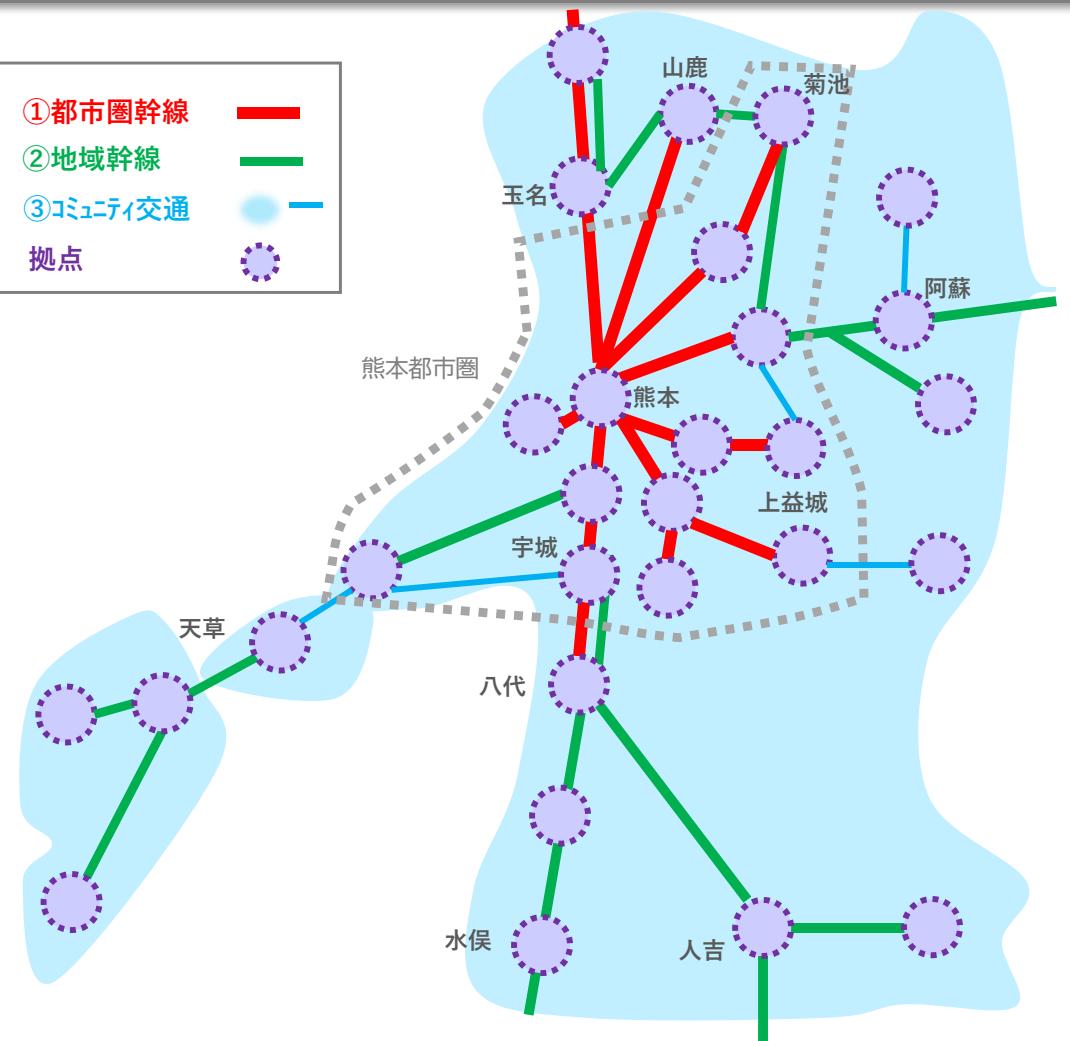
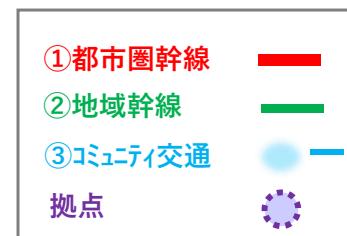
コミュニティ  
交通の  
運行水準

路線定期  
運行  
区域運行

**60分以内**で  
公共交通にアクセス可能  
なサービス水準を確保

10年後の各市町村の「交通  
空白地の数:0」に向け、公共交通を  
利用して複数パターンでの移動が  
可能な運行内容・サービス水準

都市圏幹線・地域幹線・コミュニティ交通のネットワーク イメージ



## 計画の基本的な方針

### ① 県内の既存の交通資源の総点検と最高効率での活用の追求

- 県内の活用可能な既存の車両等をすべて洗い出し、情報を整理する
- 目標の実現に向けて、事業者や業界の垣根を越えた資源の融通をはじめ、資源の最高効率での活用を追求する

### ② 投資による供給力の強化、利便性及び持続可能性の向上

- 交通基盤や人材、新技術等に対する投資を通じて「負のスパイラル」からの脱却を図り、既存の資源では不足する供給力の強化、さらなる利便性及び持続可能性の向上を図る

### ③ 上記の実現に向けた公共交通の運営体制等の整備、必要な財源の確保

- 上記の取組みを戦略的に推進するための運営及び支援体制を整備する
- 上記の投資を安定的に実施するための財源確保の方策を検討する

## 目標達成のために実施する施策・事業

- 運転士、車両等の輸送資源の保有・運用状況の整理、データベース化
- 各地域における路線別のサービス水準の設定・強化
- 共同経営の深化(車両・人員・営業所等の共有化、運用の標準化等)
- 複数路線間・モード間におけるダウンサイジング、利便性向上の取組みへの支援
- 分野間での共創の推進

- 幹線バスの利便性向上/コミュニティ交通の導入・利便性向上に向けた公的支援
- 南阿蘇鉄道、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道の再構築の推進
- JR肥薩線の復旧・復興の推進
- JR豊肥本線の輸送力強化
- 空港アクセス鉄道の整備の推進
- 生活航路の維持・確保に向けた支援
- 天草エアラインの安定的な運航に向けた支援
- 都市圏の渋滞解消に向けた施策の推進
- 運転士等の人材確保及び待遇改善に関する支援
- 自動運転技術や新たなモビリティサービスの導入に向けた検討
- 「九州MaaS」のチケット造成及び県内の公共交通に係るデータ整備の推進

- 共同経営の深化(再掲)
- 交通連合の創設に向けた検討
- 市町村の交通施策への伴走支援、人材育成への支援
- 交通税等の公共交通運営のための財源確保策の調査・研究

## 計画の達成状況を評価する指標

KPI(5年後)

数値指標	現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度末)	目標値 (令和12年度末)
①公共交通の利用者数(※1)			
都市圏幹線	29,377千人	33,842千人	35,651千人
地域幹線	2,398千人	2,598千人	2,624千人
コミュニティ交通	6,486千人	6,551千人	6,594千人
②公共交通に従事する運転士数(※1)			
鉄軌道と路線バスの運転士数	914人	1,045人	1,095人
③公共交通に対する公的資金投入額(※2)			
鉄軌道・路線バス・コミュニティ交通への公的資金投入額	約71億円/年	約549億円/5年	
④県内路線における九州MaaSチケットの利用者数(販売数)			
九州MaaSチケットの利用者数	10,614枚	12,675枚	13,975枚
⑤公共交通に対する県民満足度			
公共交通に対する県民満足度	18.6%	24%	26%

※1: JRの数値は数値目標に含めないが、自家用車から公共交通への転換を促すべく、連携して公共交通の供給力及び利便性の向上に取り組む。  
 ※2: 交通弱者を含む全ての人々に開かれた公共交通網を構築していくためには、現状維持にとどまらず、目指すサービス水準での運行や適切な設備への投資を行っていくことが不可欠との認識の下、鉄軌道については各路線の鉄道事業再構築実施計画等に基づいた設備投資等を、路線バスについては当該水準を実現する場合に必要な運行経費及び車両増備に要する費用を、コミュニティ交通については地域の移動手段の確保に必要な運行経費及び車両増備に要する費用を、それぞれ試算し計上。また、目標値に含めていないが、空港アクセス鉄道の整備及びJR肥薩線の復旧にも取り組む。なお、上記の数値には国費を含んでおり、目標値の実現にあたっては既存の予算の組替えや新たな財源確保の方策等、様々な選択肢を排除せずに丁寧に議論し、調整を図っていく必要がある。

## 10年後の長期目標

- ▶ **公共交通 : 2倍**  
 ※熊本都市圏の公共交通分担率 2倍、  
 県内全域での公共交通利用者 2倍
- ▶ **各市町村が設定する交通空白地の数 : 0**

- ◆ 計画の実行力を担保するため、毎年度、数値目標のモニタリング評価を実施。
- ◆ 各地域における施策・事業の効率的な展開を図るため、次期計画期間中に県の支援の下、各地域において 関係市町村、事業者、住民等で協議し、路線別のサービス水準を設定する想定。

※記載内容は今後の協議会等における議論や庁内調整により変更する可能性あり。

# 緑の流域治水の推進と球磨川流域の創造的復興について

## 1 「緑の流域治水」の主な取組状況

### (1) 新たな流水型ダムの実施の方向性・進捗を確認する仕組み

- ・ 昨年12月20日に、新たな流水型ダムの実施の方向性や進捗を確認する「仕組み」の第4回会議(座長：亀崎副知事)を開催。  
構成員：県、九州地方整備局、球磨川流域市町村長、流域住民(市町村別・分野別)、有識者(河川工学・環境・森林)
- ・ 会議では「新たな流水型ダムの実施の進捗や環境保全措置の具体的な取組み」「球磨川流域の森林の整備・保全」等について、流域住民と確認。
- ・ 会議の内容及び結果については、県ホームページに掲載するとともに、2月21日に新聞広報を実施し、広く県民に周知。



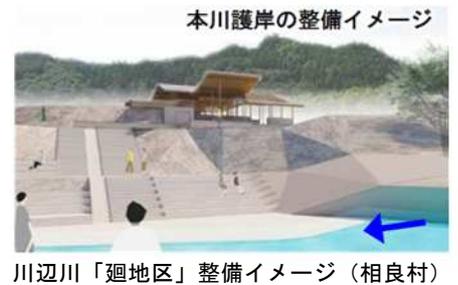
### (2) 川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議

- ・ 2月20日に、「第2回川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザー会議」を開催。
- ・ 同会議は、令和6年10月に公表された環境影響評価レポートを継承し、更なる環境影響の最小化並びに環境再生・創出に向けて、今後取り組んでいく流水型ダムの環境保全措置等について、有識者から助言をいただき、実際の取組みに反映していくもの。
- ・ 当日は、動植物のモニタリング調査やダム建設工事期間中に使用する仮排水路トンネルをアユなどの魚類が遡上できるようにする対策等に対し、各分野の有識者から意見を伺った。



### (3) 球磨川水系県管理河川

- ・相良村の川辺川「廻地区」において、村の川辺川魅力創造事業と連携して進める河川整備工事に着手。
- ・球磨村の芋川において、家屋の浸水防止など浸水被害を軽減する宅地かさ上げ工事に着手。
- ・その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保・保全など11河川で事業推進中。



### (4) 「緑の流域治水」に関する五木村職員研修会

- ・2月19日に、流水型ダムを含む「緑の流域治水」に関する職員研修会を五木村で開催。
- ・国、県、村から、ダム建設計画発表以降の村の歴史的背景、新たな流水型ダムの構造・環境影響に対する工夫、治山・砂防・河川が一体となった取り組み等について説明。



2/19 五木村職員研修会

## 2. 球磨川流域の創造的復興について

### (1) 球磨川坂本地区河川防災ステーション及び八代市坂本支所等合同完成式

- ・2月14日に、球磨川坂本地区河川防災ステーション、八代市坂本支所・コミュニティセンター、災害公営住宅、八代消防署坂本分署の合同完成式が開催。
- ・令和2年7月豪雨により被災した八代市坂本支所は、敷地一帯を約3メートルかさ上げして再建。坂本コミュニティセンターおよび坂本診療所も併設するなど、地域住民の生活を支える拠点として再整備。



球磨川坂本地区河川防災ステーション完成イメージ



合同完成式テープカットの様子 (八代市)

### (2) 球磨川リバーミュージアム キックオフフォーラム

- ・3月1日に、知事、球磨川流域の市町村長・担当者・観光関係者等の参加のもと、「球磨川リバーミュージアム キックオフフォーラム」を開催。
- ・当日は、同構想の全体像の説明、流域での取り組み紹介、トークセッションを実施。今後、観光コースづくりやモニターツアーで取り組みを具体化予定。



トークセッション (人吉市)